

「原料原産地名」表示が必要です！

平成27年4月1日に食品表示法が施行され、国内で製造された全ての加工食品に原料原産地（原材料の産地）表示が義務化されました。令和4年3月31日までは経過措置期間となっていますが、令和4年4月1日からは必ず原料原産地表示が必要になります。

原料原産地表示ルール

- 【その1】使用した原材料のうち、**重量割合が1番高い原材料（対象原材料）**について表示します。
- 【その2】原料原産地は原材料名欄に括弧書きで表示するか、原料原産地名欄を設けて表示します。
- 【その3】対象原材料の食品区分に応じて、①または②によりその原産地を表示します。

① 対象原材料が 生鮮食品

国産品の場合 国産である旨 または
都道府県名その他一般的な地名

輸入品の場合 原産国名



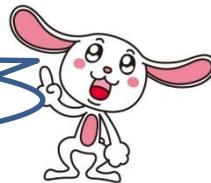
② 対象原材料が 加工食品

基本 加工食品の「製造地」を表示

国産品の場合 国内で製造された旨

輸入品の場合 外国で製造された旨

ここに示した食品は個別の決まりで以前から原料原産地表示があるよ！
新しいルールとは表示方法は違うから注意してね！！



● 個別に原料原産地表示を規定する22食品群 + 5品目（基準別表第15）●

多摩小平保健所オリジナルキャラクター「あらうさぎ」

次の①から②までの食品群については、原材料に占める重量割合が50%以上を占めるものが国産品の場合は「国産である旨」を、輸入品の場合は原産国名を表示します（ただし、国産品の場合は「国産である旨」に代えて都道府県名その他一般的に知られている地名を表示することも可）。

- ① 乾燥きのこ類、乾燥野菜及び乾燥果実（フレーク状又は粉末状にしたものを除く。）
- ② 塩蔵したきのこ類、塩蔵野菜及び塩蔵果実（農産物漬物を除く）
- ③ ゆで、又は蒸したきのこ類、野菜及び豆類並びにあん*1
- ④ 異種混合したカット野菜、異種混合したカット果実その他野菜、果実及びきのこ類を異種混合したもの*2
- ⑤ 緑茶及び緑茶飲料
- ⑥ もち
- ⑦ いたりさや落花生、いり落花生、あげ落花生及びいり豆類
- ⑧ 黒糖及び黒糖加工品
- ⑨ こんにやく
- ⑩ 調味した食肉*3
- ⑪ ゆで、又は蒸した食肉及び食用鳥卵*1
- ⑫ 表面をあぶった食肉
- ⑬ フライ種として衣をつけた食肉*3
- ⑭ 合挽肉その他異種混合した食肉（肉塊又はひき肉を容器に詰め、成形したものを含む。）
- ⑮ 素干魚介類、塩干魚介類、煮干魚介類及びこんぶ、干しりのり、焼きのりその他干した海藻類（細切若しくは細刻したもの又は粉末状にしたものを除く。）
- ⑯ 塩蔵魚介類及び塩蔵海藻類
- ⑰ 調味した魚介類及び海藻類*1*3
- ⑱ こんぶ巻き
- ⑲ ゆで、又は蒸した魚介類及び海藻類*1
- ⑳ 表面をあぶった魚介類
- ㉑ フライ種として衣をつけた魚介類*3
- ㉒ ④又は⑭に掲げるもののほか、生鮮食品を異種混合したもの*2

*1 缶詰、瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当するものを除く *2 切断せずに詰め合わせたものを除く *3 加熱調理したものと及び調理冷凍食品に該当するものを除く

次の5品目は個別に原料原産地の規定を設けています。

- ① 農産物漬物：重量割合上位4位（内容重量が300g以下のものは上位3位）かつ5%以上の原材料
 - ② 野菜冷凍食品：重量割合上位3位かつ5%以上の原材料
 - ③ うなぎ加工品：うなぎ
 - ④ かつお削りぶし：かつおのふし
 - ⑤ おにぎり：のり
- 「おにぎりのり」は新たに原料原産地の対象になった食品です。

表示例1 対象原材料の原産地が1か国のみの場合

① 対象原材料が 生鮮食品



(1) 「原材料名欄」にカッコ書きで表示

名 称 ウィンナーソーセージ
 原材料名 豚肉(アメリカ)、豚脂肪、
 たん白加水分解物…

(2) 「原料原産地名欄」を設けて表示

名 称 ウィンナーソーセージ
 原材料名 豚肉、豚脂肪、たん白加水分解物…
 原料原産地名 **アメリカ(豚肉)**



具体的な記載個所を明記した上で枠外に表示することもできます。

原料原産地名 **枠外下部に記載**

原料豚肉の原産地 **カナダ**



② 対象原材料が 加工食品



(1) 「原材料名欄」にカッコ書きで表示

名 称 チョコレートケーキ
 原材料名 チョコレート(ベルギー製造)、小麦粉、

生鮮食品まで遡って
 「チョコレート(カカオ豆(ガーナ))」
 と表示することも可能です。



(2) 「原料原産地名欄」を設けて表示

名 称 チョコレートケーキ
 原材料名 チョコレート、小麦粉、
 原料原産地名 **ベルギー製造(チョコレート)**

表示例2-1 対象原材料の原産地が複数国の場合【原則】

対象原材料の原産地が複数国ある場合は、重量割合が高い原産地から順に表示します。

① 対象原材料が 生鮮食品

名 称 ウィンナーソーセージ
 原材料名 豚肉(アメリカ、国産、その他)、
 豚脂肪、たん白加水分解物…

② 対象原材料が 加工食品

名 称 チョコレートケーキ
 原材料名 チョコレート(ベルギー製造、国内
 製造)、小麦粉、…

表示する原産地が3か国以上ある場合は、3か国目以降を「その他」と表示することができます。

表示例2-2 対象原材料の原産地が複数国の場合【例外】

2か国以上の原産地の原材料を使用しており、産地の切替えや重量順の変動により国別重量順に表示することが困難な場合は、次に示した**一定の条件の下で**「又は表示」や「大括り表示」が認められます。ただし、「**表示の根拠資料を保管すること**」が条件になります。

| 例外表示 | 例外表示が認められる条件 | 表示例 |
|--------------------|--|--|
| 又は表示 | ① 対象原材料として2以上の原産地のものを使用していること ② 対象原材料に占める重量割合の順序が変動する可能性があること ③ 一定期間使用割合*1の高い順に表示した旨の注意書きを容器包装の原料原産地名に接近した箇所に表示すること ④ 一定期間使用割合が5%未満である対象原材料の原産地の次にカッコを付して5%未満である旨の表示をすること | 名 称 ウィンナーソーセージ 原材料名 豚肉(アメリカ又は米国又はその他)、… * 豚肉の産地は令和〇年の使用実績順 |
| 大括り表示 | ① 対象原材料として3以上の外国が原産地のものを使用していること ② 対象原材料に占める重量割合の順序が変動する可能性があること | 名 称 ウィンナーソーセージ 原材料名 豚肉(輸入)、… |
| 大括り表示 + 又は表示 | ① 対象原材料として国産品及び3以上の外国が原産地のものを使用していること ② 対象原材料に占める重量割合の順序が変動する可能性があること ③ 一定期間使用割合の高い順に表示した旨の注意書きを容器包装の原料原産地名に接近した箇所に表示すること ④ 一定期間使用割合が5%未満である対象原材料の原産地の次にカッコを付して5%未満である旨の表示をすること | 名 称 ウィンナーソーセージ 原材料名 豚肉(輸入又は国産(5%未満))、… * 豚肉の産地は令和〇年の使用実績順 |

*1 一定期間使用割合：過去の一定期間における使用実績又は将来の一定期間における使用計画における対象原材料に占める重量の割合

原料原産地表示のほか、食品表示のルールについては消費者庁のホームページをご覧ください。

消費者庁 食品表示

